

# 豊臣政権の九州国分に関する一考察

——羽柴秀長の動向を中心に——

小 竹 文 生

はじめに

小稿は、豊臣秀吉による九州攻撃（島津氏「征伐」）から国分に至る政治過程を、主に秀吉の弟である羽柴秀長の動向を中心に検討するものである。

豊臣惣無事令を提唱された藤木久志氏<sup>(1)</sup>によると、九州国分は秀吉が「惣無事」論理を具体的に戦国大名たる大友・島津・毛利氏をめぐる領土紛争に適用した最初の国分であるとされる。そして、これに従った毛利・大友氏を「尤神妙」として赦免すると同時に、無視した島津氏は「勅諭」に背く罪で「征伐」という大義名分が成り立ったわけであり、その意味で九州国分は、後の関東・奥羽「惣無事」令へと続く、秀吉の「平和」政策の画期をなしたと規定されている。

この藤木氏の成果を批判的に継承した藤田達生氏<sup>(2)</sup>は、「惣無事」令そのものの存在を疑問視し、秀吉による国分過程の詳細な検討を通じて、豊臣政権の極めて独善的で好戦的な性格を明らかにした。また、九州国分については、それ以前の北国（一次）・中国・四国・北国（二次）国分と九州・関東・奥羽の国分とでは、前者が豊臣領の境界と直接に接しており、秀吉が境界紛争の一方の当事者として関与していたのに対し、後者は豊臣領とは境界を接することなくかつ直接的には敵対関係のない地域を対象とするものであって、政権の成熟度により国分にも質的な段階差があることを指摘され、その画期をやはり九州国

分に設定して詳細な検討が行われている。

両者には、九州国分、ひいては豊臣政権における国分の本質をめぐって若干の意見の相違をみるが、関白就任を契機とし、九州国分を通じて豊臣政権が新たな段階に到達したとする見解では一致するであろう。また、秀吉がたびたび九州を「五畿内同前」<sup>(3)</sup>と述べているように、この国分の完了をもって朝鮮出兵の夢が具体的な現実性をおびたことも、九州国分が以後の豊臣政権の政策を規定した意味で重要な画期となったことは間違いないであろう。<sup>(4)</sup>

九州国分については、こうした「惣無事」<sup>(7)</sup>をめぐる全体的な評価がなされていると同時に、豊臣蔵入地と朝鮮出兵の問題を中心<sup>(5)</sup>に個別具体的な研究<sup>(7)</sup>がかなりなされている。しかし、東西九州を中心に、初期の政治情勢、とくに豊臣政権への編成過程について不明な点が多いように思われ、小稿でとりあげる羽柴秀長も国分時に東九州に深く関わっていたことは周知の事実ながら、具体的な検討はあまり行われていないようである。ゆえに小稿は、九州国分過程における羽柴秀長の動向を検討することにより、東九州の豊臣政権への編成過程について若干の考察をおこなうものである。

## 一、羽柴秀長と大友・島津氏

天正十四年（一五八六）八月、秀吉は同年三月に島津氏に提示した停戦命令と、九州国分案（後述）への回答がないことを理由に島津氏「征伐」を決意して、順次軍勢を派遣することを決定し、これを筑前で島津軍と戦っている立花統虎と高橋紹運に報告した。その中で秀吉は「抑九州事、帯条目、豊薩芸江加下知候之処」<sup>(8)</sup>と述べており、九州国分は大友・島津・毛利氏間の問題、すなわち旧来からの領土紛争を秀吉の「下知」に従わせるために執行することを宣言した。ここにみえるように、秀吉は九州国分の当事者を大友・島津・毛利三氏と認識していたわけであり、彼等をどのように処置するかが国分の最大の焦点であった。では、秀長は国分以前にこれら三氏とどのような関わりをもっていたのだろうか。ここでは、紙幅の都合上大友・

島津氏と秀長との関係をそれぞれ個別に検討することによって、国分過程における秀長を検討する上での前提作業としたい。<sup>(9)</sup>

## 【a】大友氏との交渉

まず大友氏と秀長との関係を考察する。次の史料をみていただきたい。

(前略) はるく宗滴手をとられて候て何事も何事も美濃守如此候間、可心安候、内々之儀者宗易<sup>(千利休)</sup>、公儀之事者宰相存候<sup>(秀長)</sup>、御為ニ悪敷事ハ、不可有之候、弥可申談と諸万人ノ中ヲ手ヲ取組、御入魂中々忝存候、いつと□□宰相殿を頼申候ハてハにて候間、能々御心得可入候、今度利休居士被忝心、馳走之様子難申尽候、永々不可有忘却候、此元之儀見申候て、宗易ならずハ 関白様へ一言も申上人無之と見及申候、大形ニ被存候而者、以外候、とにかくに当末共秀長公・宗易へハ、深重無隔心御入魂専一候<sup>(10)</sup> (後略)

これは、天正十四年三月、島津氏の猛攻の前に存亡の危機にさらされた豊後の大名大友宗滴(宗麟)が、前年十月の秀吉停戦令を受諾し、それに応じない島津氏の非違を訴えて、九州への豊臣軍派兵を要請しに上坂した時の模様を、詳細に国元の家老に送った有名な書状の一部である。これによると、大坂城で秀吉に謁見して援軍の確約を得た宗滴は、その帰路秀長の宿舎をも訪問した。そこで秀長から「内々之儀者宗易、公儀之事者宰相存」ており、「御為ニ悪敷事ハ、不可有之」であるから安心して欲しいという言葉をかけられていたと感動し、何事も「宰相殿を頼申候ハてハにて候」として、当時の豊臣政権においては秀長と千利休が一切を統べており、その両者よりの支援をも取り付けたとの認識を示しているのである。これは実際、豊臣政権の全面的な支援を取り付けたことを意味し、そのように政局は動くわけであるが、その背景には「公儀之事」を任されていた秀長の絶大な後見があったことをまず確認しておきたい。

では、秀長がここにいう「公儀之事」とはいったいどのような内実をさしているのだろうか。<sup>(11)</sup> この秀長の言葉は、当時における豊臣政権の権力機構の一端を示す貴重な証言との評価がなされており、度々豊臣政権論<sup>(12)</sup>において触れられているが、ここにいう秀長の「公儀之事」は、千利休の「内々之儀」<sup>(13)</sup>と比してあまり検討されているとはいえない。 「内々」と対比されて

いる以上、「おおやげごと」「公的なもの」を意味することは明らかであり、秀長の立場から推測して国政を補佐する権限をさしていることは異儀のないところだが、より内実を絞るために、秀長が自身の発給文書において「公儀」文言をどのように使用しているかを検討してみよう。

秀長発給文書にみる「公儀」文言は三例ほど確認され、その何れもが外様大名吉川広家に対して発給されたものである。その内二例は「公儀」<sup>(15)</sup> 秀吉（豊臣政権）をさしていることは明白だが、一例だけ「公儀拙子請取置候」<sup>(16)</sup> という使用例があるのに注目したい。これは天正十五年六月、広家兄元長（吉川家当主）の病気で、九州攻撃に参陣できないという報告に接した秀長が、元長の病状を気遣いながら「是又非等閑候」と疎意しない旨を述べたあとに続けた言葉である。これのみみると、ここでいう「公儀」の意味はとりづらいが、同年十二月二十七日付吉川広家宛書状<sup>(17)</sup> において「追而來春早々上洛、輝元御同前可然候、最前如申候、諸事馳走其方之儀拙子請取置候」とあるように、前述の「公儀」がここでは「諸事其方馳走之儀」に置き換えられていることがわかる。つまり、秀長がいう「公儀」には外様大名に対して「諸事」にわたり「馳走」する権限が含まれているのであり、大友氏に述べた「公儀之事」も公式な（この場合千利休と対比して「表向きの」という意味であろうが）大友氏への「馳走」は今後秀長が任されたという意味に解釈でき、千利休の「内々之儀（＝私的ルート）」と補充しあいながら、秀長<sup>(18)</sup> 利休路線によって大友氏の後見を保証したと解釈できよう。そして、この秀長の「公儀之事（＝外様大名への「馳走」権限）」には、山本博文氏<sup>(18)</sup> が規定する「政権の最高級メンバー」が行いうる「取次」「指南」としての職権も多分に含まれており、それは、後述する秀長と大友氏との関係をみるとより明らかなのである。

## 【b】島津氏との交渉

一方、秀長と島津氏との関係はどのようなものだったのだろうか。まず秀長と島津氏との初交渉を示す史料をかかげる。

未申馴候之処、対伊集院右衛門太夫・本田下野守御伝書加披見候、御懇情畏悦此事候、抑 関白殿被治天下掌之段、謹非所及筆舌候、殊去夏之比、被成芳檄候、便宜之為躰候条、于今申後候、慮外之至候条、為可伸回礼差上使節、<sup>(細川)</sup>幽斎迄申試

候、自然之刻、可然様御取成所仰候、仍生系拾斤進之候、聊補微志計候、恐々謹言、

十月廿日

義久

羽柴美濃守殿

御宿所<sup>(19)</sup>

これは天正十三年と比定できる島津義久書状であり、藤木久志氏は「豊臣方と九州島津方との公式の連絡」が、この書状をもって始まったと評価されている。<sup>(20)</sup>これは島津家老臣伊集院忠棟と本田親貞宛に送られてきた秀長書状に対する返書なので、実際に秀長が島津氏に書状を送り交渉を開始しようとした時期は、おそらく同年閏八月下旬から九月初めにかけてと思われる。<sup>(21)</sup>その内容としては、閏八月十八日に畿内近国を統一した秀吉が、近江坂本にて全所領規模の国分<sup>(22)</sup>を実施し、政権基盤を確立（「被治天下掌之段」）したことと対応し、これを秀長が島津氏に伝え穏便な服属を要求したものであったと推測できる。結局この義久返書は秀長の元に届けられなかったらしいが、<sup>(23)</sup>ともかく注目すべきは、島津氏に対しても当初の「公式」な交渉相手は秀長だったということである。

ついで同年十月二日、関白秀吉は「就 勅詔染筆候」で始まる有名な九州「鉾楯」停戦令を交戦中の島津義久・大友宗滴に宛てて発給した。<sup>(24)</sup>これは藤木久志氏により惣無事令の原型を示すものと評価されている文書であるが、<sup>(25)</sup>秀長に関連して注目したいのは、秀吉書状の副状発給者として細川幽斎と並んで千宗易（利休）が登場することである。この副状は、<sup>(26)</sup>「関白殿内証之趣」を承って発給したと述べられているように、両名は「内証（「内々」）」のこととして島津氏に対応していることが特徴である。これと前述の秀長の「公式」（「おおやけ」公儀）な書状のやりとりをみると、秀長が大友宗滴に述べた「内々之儀者宗易、公儀之事者宰相存候」という体制が島津氏においても貫かれていることが指定され、この秀長「利休路線」が、豊臣政権初期の外様大名政策に重要な位置を占めていたことが、ここにも確認されるのである。

翌十四年三月、前年の九州「鉾楯」停戦令に対する回答（実際には細川幽斎への返書）を携えた島津氏の使者鎌田政広が上

坂し、さらにほぼ同じ頃、前述の大友宗滴も大坂に到着した。秀吉はまず、三月中頃に鎌田政広を引見し、「過半九州島津殿進退之由聞得候間、肥後半国・豊前半国・筑後、是を大友殿へ被去渡候へ、又肥前一国を毛利殿へ、筑前ハ京都より知行可有候、其余此方より御格護候て、平均可目出之由也、来七月より内ニ、鎌刑罷登被申候へ、無其儀候ハ、七月必此方へ出馬候する由也<sup>(27)</sup>」と鎌田に国分案を提示して、七月までの回答を求めた。そして、翌月五日には大友宗滴を引見し、同様の国分案を提示したことは藤木氏の指摘するところであり、<sup>(28)</sup>それが前述の秀吉と大友氏の会見の主題だったのである。結局、九州をほぼ制圧しかかっていた島津氏にとって、秀吉の国分案は受け入れられるものではなく、拒否することとなるが、それによる秀吉軍来襲の報を聞いた島津義久は、弁明のため九月に再度使者を上坂させることにした。この時、島津義久が秀吉への取成を頼む相手として書状を送ったのが秀長・石田三成・施薬院全宗であり、<sup>(29)</sup>ここに初めて、島津氏と後に「取次」となる石田三成との関係がみられることが注目されるのである。そして、この三成宛書状に「去春差登使節候之刻、万般御才覚故凡相調下向仕」とあるように、三成と島津氏の関係は四月の鎌田正弘の上坂時に三成が全てを「才覚」した事に起因するものであった。これにより再度の使者上坂に対して「諸篇可被加御指南事頼入候」と三成のみに「指南」を頼んでいることは、四月の時点ですでに三成が島津氏の「取次」的な地位についており、服属の促進を図っていたことを示していると思われる。<sup>(30)</sup>これに対し、秀長宛書状では前年来の関係をもとに「入魂」を依頼（施薬院宛書状もほぼ同文）しているのみであり、単純にみても島津氏交渉の実務は石田三成が担っていたことが文面からも推測されるのである。

このように島津氏の場合をみると、当初の「公式」な交渉相手は秀長であったが、天正十四年の大友・島津両氏の上坂により、大友氏を支持する秀長と利休路線（秀吉の方針）と島津氏を支持する石田三成・細川幽斎らの路線が存在していたことがわかる。しかし当初は、これら是对立するものではなく、あくまでも島津氏の穏便な服属（国分案に従ったうえで）を必須と考えていた秀吉にとって、その実務面を担当する「取次」が必要だったのであり、鎌田上坂時に「才覚」した三成を「取次」として適任であると判断したのである。そして、秀長はその総括者として、大友氏を後見しながらも島津氏との関係をも持続

していたのではないだろうか（ちなみに、大友氏と石田三成の交渉史料は管見の限り見出せなかった）。それが、翌十五年正月における島津氏最後の赦免嘆願交渉相手が、秀長と三成であることにも端的に示されいると思われる。そして、島津氏にとって総括者秀長と「取次」三成という秀吉への二本のルートが存在していた意義は大きく、後の寛大な赦免もこのルートを確保していた結果といえよう。

以上のように、ここでは秀長が大友氏との関係だけではなく、島津氏とも緊密な関係を形成していたことが重要である。これに毛利氏との緊密な関係をも勘案すると、九州国分の当事者たる三大勢力すべてに秀長が主役として関わっていたことが確認されるのであり、秀長は単なる九州攻撃の総指揮官<sup>(32)</sup>というだけでなく、その前段階（国分後も含む）から九州国分の総括者と位置付けられていたのである。

## 二、九州国分と羽柴秀長

本章では九州国分とそれ以後における秀長の動向を検討する。

九州攻撃は、結局さして大きな戦闘もなく島津氏の降服という形で終結した。島津氏老臣伊集院忠棟をはじめ、島津義久・義弘・家久らがすべて秀長を通じての降服という過程<sup>(33)</sup>をみても、秀長の事前工作の成功と島津氏側が秀長を豊臣軍の総指揮官・国分の総括者と認識していたあらわれであろう。

そして、島津義久が降服して戦局の見通しがついた天正十五年（一五八七）五月十三日、秀吉は秀長に対して最初の国分案<sup>(34)</sup>（第一次）を提示してその奔走を命じた。これは十四カ条からなる長文のものだが、概略すると、①大隅・日向国衆からの人質徴収②大友宗滴への日向宛行と伊東祐兵への一郡宛行③長宗我部元親への大隅宛行④伊集院忠棟への大隅一郡宛行⑤大友氏老臣志賀・佐伯両氏に対する日向内一城宛行⑥大友義統への豊後宛行⑦肥後・筑後・筑前は未定⑧筑前博多の蔵入地化⑨豊後・

日向・大隅の城普請と豊前の城割、となるであろう。これらを、秀長が大友宗滴・義統らとよく談合の上執行せよという内容であり、秀吉が豊前・豊後・日向・大隅を中心とした東九州（旧大友領国）の国分を秀長に委任していたことが判明する。

しかし、同月十九日の島津義弘の出頭、二十三日の大友宗滴の死去などにより、国分案（第一次）は大幅な修正を余儀なくされる。その結果、秀吉は六月下旬に正式な国分<sup>(35)</sup>（第二次）を発表する。その概略は筑前・筑後に小早川隆景、豊後一国は大友義統、薩摩・大隅は島津義久・義弘、島津氏老臣伊集院忠棟には日向内一郡、伊東祐兵にも日向内一郡、日向の残は蔵入地として代官支配、肥後一国は佐々成政、肥前は龍造寺政家、豊前は三分二を黒田孝高、三分一を毛利吉成に与えるというものであった。実際はより詳細な国分がなされたわけだが、ここでは、秀長との関係からとくに豊前・豊後・日向に焦点をあて、国分による諸勢力の動向と秀長との関係を検討したい。

前述したように、秀吉は、東九州の国分を秀長に委任していた。その中でも「日向・豊前・豊後三ヶ国置日法度領智かた、何も中納言被仰出候条<sup>(36)</sup>」とあるように、とくに日向・豊前・豊後に關しては、秀長が置日法度を制定し、領知境目の確定を行うことになっていたのである。このうち豊前は秀吉直臣の黒田孝高と毛利吉成が配置されており、秀長の影響力はかなり薄かったと思われる、豊前支配に直接関与した史料も管見の限りみられない。しかし、豊後・日向に關しては秀長主導の下に豊臣領国化を推進している。以下それぞれをみてみよう。

### 【a】豊後大友氏権力の確立

国分後の大友氏と秀長の関係は、前掲の国分案（第一次）<sup>(37)</sup>に明記されている。

（七条）一、大友休庵<sup>(宗滴)</sup>召寄、右之内々之儀、可申渡候休庵被居候城は休庵次第可然事、

（八条）一、（前略）知行出し候儀は、休庵と可然可致談合候（後略）

（九条）一、豊後国にて、去年以来表裏を仕候者之儀は、城を受取可致破却、其中にも城を置候はで不叶城は、大友左兵衛<sup>(義統)</sup>

衛身に成候者に相持せ可然候哉、夫は左兵衛督と致談合可為分別次第事、



(十一条) 一、豊後国は大友左兵衛督に一職に出し候間、諸事置目左兵衛ため可然様にいたし候て、可然候事、

ここにみえるように、秀長は大友氏のために知行割・城割・置目制定などに関して、大友氏と「談合（実際は秀長の指導であろう）」して諸事を宰領せよと命じられており、権限的には、危機に瀕していた大友領国の建て直しと、豊臣大名化の推進を大前提として、大友氏を中心とした東九州の秩序回復を目的としていたといえる。

そこで、秀長による具体的な秩序回復の動向をみると、まず隣国豊前黒田氏との領知境目相論の裁定という事実があげられる。前述のように国分により豊前には黒田孝高・毛利吉成が入封したが、豊後に隣接したのは中津城を主城とした黒田孝高であった。しかし、この両者の間はかなり険悪だったようで、天正十八年三月に大友義統は荏原八幡宮に捧げた願文<sup>(38)</sup>において「爰于黒田勤兵衛近年豊前国居住誠斯惡逆仁不背神明、妨人心、恣振、吉統曾而雖非存諫意、至、豊州非道歴然タリ」と黒田孝高を言葉を尽くして非難している。こうした関係もあってか、両者の間で境目相論が発生し、この訴訟が秀長の裁定にもちこまれたのである。

猶以、其方口才者之条遣候、有様ニ諸事聞届可申付候、

大友・黒田申分、福智三河守口上聞届、急度罷下、最前三河守如是諸事可申付候、委曲疋田九兵衛可申候也、

正月十六日

花押

伊丹甚大夫とのへ<sup>(39)</sup>

これは『黄薇古簡集』所収の書状であるが、発給者は「花押」とのみあり確定されていない。しかし、秀長家臣福智長通と、副状発給者として度々登場する疋田就言がここでも副状発給者としてみえることから、秀長発給文書と比定して間違いはないだろう。また、年代も大友氏と黒田氏の間で境目相論が起きるのは、国分直後とそれに続く肥後一揆の混乱によるものとするのが妥当であるので、天正十六年と比定できよう。この書状には「大友・黒田申分」と記されているのみなので、具体的な内容は不明だが、翌日付の疋田就言副状<sup>(40)</sup>には「豊後・豊前境目儀付而」とあり、「申分」とは両国間の境目相論であったことがわ

かる。さらに、同年四月二日付疋田就言宛黒田長政書状<sup>(41)</sup>などをみると、領知境目と牢人問題がセットになっていたようであり、前年に起きた肥後一揆の影響で豊前・豊後でも一揆が起きて大量の牢人が発生したと思われ、この余波による相論であったといえよう。これに対する秀長の裁定は、残念ながら史料が残っていないため不明である。しかし、この相論の経過で留意すべきは「貴所御下候へと被仰出候、口才成仁御下候ハんかと浅野被申候へハ、御太儀不及是非候<sup>(42)</sup>」とあるように、秀吉の意を承けた浅野長政から、秀長に対し「口才成仁」の上使派遣が要請されているのであって、直接秀吉が裁定しているのではないというのである。あくまでも豊前・豊後に關して上使を派遣して裁定できる権限をもつのは「日向・豊前・豊後三ヶ国置目法度領智かた」を預けられた秀長だったのである。

つぎに、大友領国検地を主導した形跡があげられる。

①豊後國中知行方、検地申付入組無之様、家中者共以指出之員数、令支配可遣候、法度以下、嚴重可申付候、義統置目等自然相背族令成敗、軍役入精、忠節輩可加扶持候、猶大和<sup>(秀長)</sup>大納言可申候也、

「日付、署名、宛名等闕」

②豊後国検地事、如五畿内辺、念入可被申付候、給人申付事者、以検地上入組無之様、可被相渡、何茂国侍妻子、其方居住之所江在府可仕之旨、可被申付候也、

「日付、署名、宛名等闕」

これらは『大友家文書録』天正十九年九月条所収の断簡<sup>(43)</sup>であり、いずれも日付・署名・宛所が切り取られて不明である。しかし、①は一読して秀吉書状とわかる。副状発給者として「大和大納言」、すなわち秀長を指名できるのは秀吉だけであろう。そして②は、①を補完している内容や、「被」という尊敬表現の使用から判断して①の「大和大納言」すなわち秀長の副状と思われる<sup>(44)</sup>。年代としては秀長が大納言に任官するのが天正十五年八月八日であり、大友義統が「吉統」へと改名するのが翌十六年四月末から五月初め頃<sup>(45)</sup>といわれているのでこの間に発給されたものである。これにより、国分直後に大友氏領国において

指出檢地が行われ、錯綜した知行関係が整理されると共に、府内城下町への人質徴収によって、著しい大友氏権力の強化が企図されていたことが判明し、それを秀長が主導していたことがわかる。

他に大友氏と秀長の関係として二三の事例をあげると、大友吉統と高橋元種（日向宮崎城主）との婚姻指示<sup>(47)</sup>、天正十七年十月の豊臣政権による諸大名妻子在聚楽の大友氏への命令<sup>(48)</sup>、秀吉への大鷹巢献上命令などもすべて秀長によって指示伝達されることがわかり、少なくとも秀長の在世中は、その主導の下に大友氏権力の強化が図られていたのである。

以上のように、秀長は大友氏権力強化のために様々な「馳走」をし、政策の「指南」をしており、秀吉朱印状に副状を発給する「取次」までつとめていたことがわかる。これを一概に山本氏が規定する「取次」「指南」に当てはめられるかは、秀長の一門筆頭という立場上なお検討を要するが、少なくとも「取次」「指南」同様の職権を秀長が特定の大名に行使していた事実は指摘できよう。<sup>(50)</sup>

### 【b】日向をめぐる秀長と島津氏

最後に日向について検討したい。前述のように、日向は基本的には豊臣蔵入地として設定され、その「代官」には秀長家臣の福智長通が就任した<sup>(51)</sup>。しかし、当初から島津久保に諸県一郡、島津豊久に佐土原・都於郡などが漸次安堵され、新しく筑前から秋月種実・高橋元種兄弟にそれぞれ新納院や宮崎、日向出身の牢人伊東祐兵に飫肥などが与えられた。さらに、遅くまで抵抗していた島津氏御一家衆北郷時久も都城を安堵されるなど、日向は最終的に中小大名と島津領が乱立する状態となり、豊臣蔵入地はわずかしか設定されなかったようである。<sup>(52)</sup> この背景には、島津氏による日向回復の猛烈な抵抗運動があったのである。この島津氏と秀長との交渉過程は稲本紀昭氏の研究に詳しいので詳述は避ける。以下、秀長と日向、または島津氏との関係について若干の気付いた点を述べてみたい。

まず命令系統の問題として、同じ日向国内であっても、島津宗家とそれ以外の秋月・高橋・伊東氏らに対する秀吉命令の伝達は、明確に区別されていたということである。結論から述べると島津宗家は「取次」石田三成・細川幽齋、それ以外は概ね

秀長の指示伝達によっていたのである。まず秋月・高橋氏について知行宛行の事例からみてみよう。

今度為御恩地、日向国高鍋城被仰付候条、同其廻明所分之事、被宛行畢、但知行方目録從中納言請取之、全令領知、自今以後可抽忠功之由候也、

天正十五

七月三日

(秀吉朱印)

秋月三郎(種長)とのへ(54)

これは、筑前大隈城主であった秋月種長を日向高鍋城へ移封する旨を伝えた秀吉朱印状であるが、ここに「知行方目録」の引き渡しは秀長によるものとされているのである。これに対し、同年五月二十五日付で島津義弘の嫡子久保に日向国真幸院付一郡が宛行(55)われたが、ここには秀長は登場していない。つまり、秋月氏に対しては知行の引き渡しは秀長が行っているが、島津氏は直接秀吉から(おそらく「取次」を介して)行われているのである。この他にも「日州御公領分儀、秋月・高橋被仰付(56)」と述べられているように、秋月種長の弟高橋元種も日向に移封されており、同様に秀長から「知行方目録」を引き渡されていたと思われる。さらに、両者は「日州御公領分儀」つまり豊臣蔵入地において知行を宛行われているわけであり、この管理を秀長が行っていたからこそ知行方目録の秀長による引き渡しとなったのでろう。前述の秀長による「日向・豊前・豊後三ヶ国置目法度領智かた」の「領智かた」は、境目紛争の確定と同時に、豊臣蔵入地管理が重要な職務だったのである。

ついで伊東氏であるが、秀長が伊東氏への知行宛行に直接関与している形跡は見出せない。しかし、つぎの史料をみていただきたい。

①当国鷹巢本之儀、堅被申付之由尤候、鷹守為給地八代料所申付候間、入勢次第可加扶助候、弥所々無油断可被申付事肝要候、尚福智方可申候也、

九月十日

御直判

伊東民部太夫殿<sup>(57)</sup>

②於日州鷹巢奉行事、被仰付候条、慥成者付置、可相守段肝要候、猶石田治部少輔可申也、

九月廿五日

(秀吉朱印)

島津兵庫頭とのへ<sup>(58)</sup>

これは、天正十五年の秀吉による日向鷹巢奉行設置に関する史料であるが、②はいいとして、①も、収録している『日向古文書集成』の編者は秀吉書状と比定している。また、「戦国武将と鷹」でこの文書を引用した芥田龍夫氏<sup>(59)</sup>も同様に秀吉書状として扱っている。しかし、①の副状発給者の「福智方」は、秀長家臣福智長通であるし、発給者の「御直判」は花押のみが据えてあったことを表しており、当該期の秀吉書札<sup>(60)</sup>と矛盾してしまう。故に当該期に花押のみの書札礼を用い、福智長通を副状発給者とするのは秀長しかおらず、①は秀長発給文書と確定できる。これをみると、日向全域の「鷹巢奉行」として島津義弘が任命されたが<sup>(62)</sup>、①でわかるように実際にそれらの命令を伊東氏に指示していたのは秀長であり、ここにも命令系統が明確に区別されていたことがわかる。おそらく、伊東氏同様秋月・高橋氏らも秀長から指示をうけていたと思われる。

またこの鷹献上についてみると、外様大名同士の暗闘が、そのまま政権内部の主導権争いに直結している様子がうかがえる。史料②の指示をうけた島津義弘は、翌十六年四月に「然者先度日向巢儀被朱印候、雖為誰々知行内、堅申付、従其方巢鷹被可申上候<sup>(62)</sup>」とある秀吉朱印状を再交付され、日向全域の「誰々知行内」であっても巢鷹徴発の権利を得た。しかし、実際にはこの体制は上手くいかなかったらしい。これは、同年十一月二十五日付松浦隆信宛島津義久書状<sup>(63)</sup>で「随而今度於京都巢鷹御用之由候、日州巢者近年無之不及力候之間」とあるように、日向巢鷹の徴発がまったく上手くいかず、変わりに「高麗巢若鷹」の譲渡を松浦隆信に求めていることがわかる。この原因は「巢鷹之事、惣別山内之儀、当時者他領ニ罷成候間、とても才覚罷成間敷之段<sup>(64)</sup>」と島津義弘も嘆いているように、日向山内領を押さえていた伊東祐兵が巢鷹徴発を拒否したためと思われる<sup>(65)</sup>、おそらく祐兵は①のパイプを通じて直接秀長から秀吉へ巢鷹を献上していたことを推測せしめるのである。つまり、石田三成の

後ろ盾をもつ「鷹巢奉行」も、一門筆頭の秀長の後ろ盾をもつ伊東祐兵らには通用しない状態があったのではないだろうか。こうした事例をもう一つあげると、日向知行割をめぐる秀長と島津氏の交渉過程にも、秀長と三成との権力抗争を読みとれる史料がある。

一、又七殿御為可然様ニ諸県郡境之儀、大納言様(秀長)・藤堂与より書状差下候内ニ驚申候へ共、彼郡境之証人・証文無之候へ(島津豊久)者不及力候、乍去古凶田帳其方へ御座候之間、以其日記(藤堂高虎) 武庫様御上洛候て被仰分候ハ、如何様可為御理増と存候キ、就中其比從貴所之御書面ニ、大納言様御書・藤堂与之状をも石田殿へ見せ御申候へハ、御氣遣入ましき由、石治少輔被仰由承候、けにも成軒上洛之時、諸県一郡之儀不可有異儀候間、其首尾無相違段案中之由申候処ニ、於于今諸県郡入組之儀出合候歟、笑止存候(島津義弘)(後略)

これは、天正十六年六月二十日付で、島津義弘老臣上井秀秋が京都に詰めている伊勢貞世に送った書状の抜粋である。この書状は全文七ヶ条からなる長文の書状であり、抜粋した部分は六条目にあたる。これを見ると、島津義弘拝領予定の諸県郡と甥豊久(67)拝領予定地が隣接して入組んでおり、それに対して秀長と老臣藤堂高虎から、豊久に「可然」する内容の「御書」と「書状」が義弘の下に届けられていたのである。これは義弘側にとってはかなり不利だったらしく、あわてて諸県郡の境界を示す「古凶田帳」を、伊勢貞世のもとへ遣わして奔走させていた。そして、同年閏五月に島津義弘が上洛し、その「古凶田帳」をもって秀吉へ「仰分」れば事は有利に進むだろうと予想していたようである。注目されるのは、ここで伊勢貞世が、ことをさらに確実なものにするために、秀長の「御書」と藤堂高虎の「状」を「取次」である石田三成に見せて馳走を頼んだことであり、これを見た三成は「御氣遣入ましく由」と快諾し、諸県郡を義弘の望むままにしようとして述べていることである。ここでこの三成の言葉に、秀長への軽視を看取することは推測にすぎるのであろうか。三成にとってはたとえ秀吉の弟である秀長の裁定であっても、直接秀吉へ言上すれば覆せると思っていたようであり、そのような体制(奉行機構Ⅱ秀吉側近の形成)が確立されつつある状況がここに如実に見て取れるのではないだろうか。しかし、現実には三成の言葉に反し「於于今諸県郡入組之儀

「出合候敷、笑止存候」と相論はいまだ解決しなかったものであり、ここに豊臣政権内部において、豊久を支持する秀長と義弘を支持する三成との争い、ひいては政権の主導権をめぐる暗闘を読みとることができよう。

九州国分の結果は、来るべき朝鮮出兵の前線基地にするという秀吉の構想から、主要な外様大名が温存されたために、彼等の旧来からの対立をそのまま政権内部に包摂することになってしまった。そして、政権内部で醸成されつつあった秀長⇨利休路線と、三成ら奉行層の主導権争いにそれぞれが結びつき、複雑な利害がからまることによって徐々に対立を深刻化させていったのであり、後の関東・奥羽「惣無事」の過程で顕在化する派閥抗争<sup>(68)</sup>（分権派對集権派）の原因も、九州国分に起因する点が多いのではないだろうか。

## おわりに

以上、豊臣政権による九州攻撃から国分の過程を、主に羽柴秀長の動向に焦点をあてて考察してきた。内容としては、はなはだとりとめのないものになってしまった感があるが、要点をまとめると以下のようなになるだろう。

① 秀吉が九州国分の当事者として認識していたのは毛利・大友・島津氏であり、秀長はそのいずれとも、攻撃以前から密接な関係を形成していた。秀長は事実上九州国分の総括者だったのである。

② ①の前提のもとに秀吉は、秀長を事実上九州攻撃の総指揮官とし、毛利・大友氏らを率いさせ島津氏主力部隊と戦わせたのであり、①の関係を通じて島津氏の早期降伏・赦免も実現したといえる。

③ 国分後の構想によると、豊前・豊後・日向の「置目法度領知かた」はすべて秀長に任されていたのであり、とくに日向蔵入地と中小大名の管理、豊後大友氏の豊臣大名化への後見が重要な職務であったことがわかる。そして、大友氏に対してはほぼ「取次」「指南」的な権限を行使しており、東九州の「五畿内同前」化が秀長の主導のもとに推進されたことが判明する。

④一方、この過程を豊臣政権内部の問題としてみた場合、天正十四年四月段階では「公儀」を秀長、「内々」を千利休が管掌する秀長Ⅱ利休路線がまだ主流であり、行政機構が未熟で不安定な段階では、秀吉の意志をシンプルに伝達・実行するのに有効に作用していた。しかし、四国・北国国分から九州国分を通じて膨張した政権を運営するには軍事・行政・財政など個別分野で特殊能力を発揮し、実務をこなす奉行機構の整備が必須となり、そこに石田三成らが台頭してくる要因があった。そして、九州国分による大幅な外様大名の温存は、彼等が元来鋭い対立を内包していただけに、政権内部の新旧勢力対立と結びつき加速度的に派閥抗争を誘発したのである。後の分権派對集権派という派閥抗争の原因は、九州国分に起因する所が大きいと思われる。

今後はこうして明らかになった点をふまえ、朝鮮出兵をも視野に入れた上で、秀吉による政権構想の全体像を位置付けなおす作業を行いたい。

## 註

- (1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年五月）。
- (2) 藤田達生「豊臣政権と国分」（『歴史学研究』六四八、一九九三年八月、以下藤田（a）論文）、同「豊臣政権と天皇制―九州国分から聚楽第行幸へ―」（『歴史学研究』六六七、一九九五年一月、以下藤田（b）論文とする）。
- (3) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』（一九八二年一月、以下『旧記』と略す）、三九〇号など。
- (4) 北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮出兵』（校倉書房、一九九〇年九月）。
- (5) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』（吉川弘文館、一九八三年三月）など。
- (6) 註（4）北島氏著書、中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』（校倉書房、一九九六年四月）など。
- (7) 主なものとして、桑田忠明「豊臣政権下における九州再国分について」（『九州史学』七八、一九八三年一〇月）、同「豊臣政権下、九州における「与力」「与力・合宿」編成について」（『九州史学』八二、一九八五年三月）。個別的なものとしては、とくに北九州の小早川氏



と南九州の島津氏において盛んである。小早川氏に関しては、西村圭子「豊臣政権下における小早川氏の筑前支配」(『福岡県史』近世研究編・福岡藩(三)、一九八八年二月)、『西南地域史研究』一一(一九九六年二月)所収の木村忠夫・本田博之論文など参照。島津氏に関しては、註(4)北島氏著書第四章、山本博文『幕藩制の成立と近世の国政』(校倉書房、一九九〇年四月)第二部など参照。なお、一九八〇年代までの九州史研究を包括的にまとめたものとして、藤野保編『解説・文献目録』九州近世史研究叢書一五(国書刊行会、一九九〇年一月)がある。また九州攻撃の詳細に関しては、参謀本部編『日本戦史 九州役』(村田書店、一九六九年一月)参照。

(8) 竹内理三監修・田北学編『増補訂正編年大友史料』二七(一九六八年五月、以下『大友史料』と略す)、一九四号。なお九州国分に毛利氏をも含むことは、すでに藤木氏が註(1)第一章第二節四で指摘されている。

(9) 秀長と毛利氏の関係は、信長死後はじまる中国国分をめぐる緊密になったと思われる、なかでも小早川隆景と秀長は当初から相当入魂だったようである。これは、小早川隆景宛の秀長発給文書(拙稿「羽柴秀長文書の基礎的研究」『駒沢大学史学論集』二七、一九九七年四月参照)に歴然であり、当初から、隆景を通じて毛利氏と緊密な関係を形成していたことが判明する。また、中国国分に関しては、藤田達生「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心に―」(『日本史研究』三四二、一九九一年二月)を参照。

(10) 『大友史料』二七、一五七号。

(11) 豊臣政権における「公儀」に関しては、佐々木潤之介『幕藩制国家論』下(東京大学出版会、一九八四年五月)、朝尾直弘『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四年九月)所収の諸論文参照。

(12) 朝尾直弘「豊臣政権論」(『岩波講座日本歴史九 近世一』、岩波書店、一九六四年二月)、藤木久志『日本の歴史一五 織田・豊臣政権』(小学館、一九七五年三月)など。

(13) 芳賀幸四郎『千利休』(吉川弘文館、一九六三年七月)、桑田忠親『千利休研究』(東京堂、一九七六年十二月)、村井康彦『千利休』(日本放送出版協会、一九七七年四月)、米原正義『天下一茶人 千利休』(淡交社、一九九三年三月)などにより、利休が秀吉の茶頭として私的に密着し、豊臣政権の政策決定に関与していたことが明らかにされている。

(14) 註(12)藤木氏著書、一八七頁。藤木氏は留保しながらも「内々」を家政、「公儀」を国政と峻別したうえで、秀長が軍事・国法など公儀を補佐する地位を占めていたと評価されている。

(15) 「吉川家文書」二(『大日本古文書』家わけ第九一二)、八六九・八七一号。

(16) 「吉川家文書」二、八六五号。

- (17) 「吉川家文書」一(『大日本古文書』家わけ第九一)、一一〇号。
- (18) 豊臣政権の「取次」「指南」については、註(5)山本氏著書第一部、津野倫明「豊臣政権における「取次」の機能―「中国取次」黒田孝高を中心に―」(『日本歴史』五九一、一九九七年八月)、拙稿「豊臣政権と筒井氏―大和「取次」伊藤掃部助を中心として―」(『地方史研究』二七九、一九九九年六月)などを参照。
- (19) 『旧記』、九七号。
- (20) 註(1)第一章第二節二。
- (21) 藤田氏は註(2)の(b)論文で、京都から南九州まで使者がかかる片道の日数を一月に満たないと推定されている。
- (22) 天正一三年閏八月国分の重要性については、註(2)藤田(a)論文参照。
- (23) 註(1)第一章第二節二。
- (24) 島津氏宛は、『旧記』九一号。大友氏宛は『大友史料』二七、一〇八号。
- (25) 註(1)第一章第二節二。
- (26) 「松井氏所蔵文書」(『大日本史料』一一―一二、一〇頁)。
- (27) 「上井覚兼日記」下(『大日本古記録』一九五七年六月)、天正一四年五月二三日条。
- (28) 註(1)第一章第二節四。
- (29) 『旧記』一八三・一八五・一八八号。
- (30) 『旧記』二七八号の「樺山紹劔自記」に、島津氏降服後の記事として「義久様御上洛候、国元ハ武庫様御座候而納り候、京都之取次ハ石田殿・細川幽斎、此兩人ニテ何事も取合せ候」とあり、三成・幽斎の島津氏「取次」が、天正一五年の降伏後に決定されたように記されているが、その前提はこの頃の関係によるものと思われる。
- (31) 『旧記』二二〇・二二一―二二二号。
- (32) 註(1)第一章第二節五において、藤木氏は秀長を九州攻撃の総指揮官と規定されている。
- (33) 『旧記』二九三・二九五・二九七号。
- (34) 『大友史料』二七、五四六号。なおこれをみると、秀吉は当初大友氏を中心とする九州秩序の回復を図っていたことがわかる。
- (35) 「九州御動座記」(九州史料刊行会編『九州史料叢書四一 近世初頭九州紀行集』、一九六七年九月)の「九州御国分之次第」。

(36) 『旧記』三六六号。

(37) 直接秀長には触れていないが、豊臣政権期の大友氏に関しては、中野等「豊臣政権期の豊後」(『九州史学』一〇八、一九九三年二月後註(6)同氏著書第三編第一章に所収)を参照。

(38) 『大友史料』二八、一五一号。

(39・40・41) 「黄薇古簡集」(斎藤一興編『岡山県地方資史料叢書八』、一九七一年八月、一三九・一四〇頁)。

(42) 註(40)。

(43) 『大友史料』二八、二二四・二二五号。

(44) 中野等氏は、註(37)において、この②も秀吉書状としているが、いままでの経緯から秀長書状と比定する。

(45) 註(9)拙稿参照。

(46) 『大友史料』二八、四四号。

(47・48・49) 『大友史料』一二五号・一三七号・一三八号。

(50) 秀長はこれ以前に、筒井・長宗我部氏を与力として編成しており(「四国御発向並北国御動座事」『続群書類従』二〇・下)、大友氏も史料上はみられないが、与力として編成された可能性がある。そうすると文禄二年十一月、甲斐移封と同時に徳川家康以外の関東・奥羽大名を与力として付けられ、その「取次」に任じられた浅野長政(「浅野家文書」『大日本古文書』家わけ第二、三二二号)の権限と同質である可能性があり、より巨視的に秀長の動向をみると畿内以西における西国全体の「取次」的役割を当初は期待されていたのかもしれない。また、単に「取次・指南」をするだけの者(石田三成ら)と、与力に編成した上で「取次・指南」を行う者(秀長・浅野長政ら)の相違点について、特に軍事指揮権の問題(黒田基樹氏のご教示による)を中心に、今後より検討する必要がある。

(51) 『旧記』三六〇・四三五号。

(52) 『宮崎県史 通史編 中世』(一九九八年三月)、第五章五節一福島金治氏執筆分参照。

(53) 稲本紀昭「豊臣政権と島津氏」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』(文巧社、一九七二年十二月)。また、山本博文『島津義弘の賭け―秀吉と薩摩武士の格闘―』(読売新聞社、一九九七年八月)も詳細である。

(54) 「秋月文書」(『日向古文書集成』一九三八年六月、一四七頁)。

(55) 『旧記』三三〇号。

- (56) 『旧記』三六六号。
- (57) 「伊東文書」(『日向古文書集成』四七二頁)。
- (58) 『旧記』三七九号。
- (59) 芥田龍夫「戦国武将と鷹」(豊田武博士古希記念『日本中世の政治と文化』、吉川弘文館、一九八〇年六月)。
- (60) 小林清治『秀吉権力の形成―書札礼・禁制・城郭政策―』(東京大学出版会、一九九四年一月)、第一章参照。
- (61) 註(9) 拙稿参照。
- (62) 『旧記』四三七号。
- (63) 『旧記』五五〇号。
- (64) 『旧記』五七二号。
- (65) 伊東氏にとって、島津氏は日向を逐われた仇敵であり、それは国分から江戸時代に至っても変わらなかった。註(52)、日高次吉『宮崎県の歴史』(山川出版社、一九七〇年六月) など参照。
- (66) 『旧記』四七五号。
- (67) 島津豊久については、父家久時代に島津宗家から独立傾向を示しており(『旧記』三三八号)、豊久も秀吉から個別に知行宛行状(『旧記』四九九号)を発給されるなど独立大名として扱われていた。また、豊久宛秀吉朱印状(『旧記』四五〇・五五八・一一八一・一二四五・一三四六・一四二三・一四四三など特に返礼状)をみると、その副状発給者として長東正家が圧倒的に多く、彼が「取次」を行っていた可能性も指摘できる。秀長は国分時から家久・豊久を支持していた(『旧記』三四〇・三四二号など)。
- (68) 註(12) 朝尾氏論文参照。